

# 福山市立大学の英語教育における障害学生支援 —学習支援ソフトNetAcademy NEXTを対象として—

後藤 悠里

## 要旨

障害者差別解消法の下において、事前的改善措置や特定の障害学生に対する合理的配慮の提供が求められている。英語学習にE-learningソフトを導入している大学は多いが、ソフトの情報アクセシビリティについて検討した先行研究は存在しない。そこで、本研究においては、福山市立大学で導入しているNetAcademy NEXT (株式会社アルクエデュケーション) について、情報アクセシビリティの観点から問題になりうる点を提示した。そして、アルクエデュケーションの担当者とともに、取りうる手段について検討した。プログラム全体に影響を及ぼしうることから、プログラムを変更して、事前的改善措置を行ったり個別の障害者対応をしたりすることは難しいと確認できた。そこで、他の方法を検討した。障害学生への対応として、アルクエデュケーションに相談すること、スクリプトを活用すること、人的支援を行うことが考えられることを述べた。その上で、本質的要件を確認する必要性について示した。

キーワード：英語教育、障害学生支援、事前的改善措置、E-learning、建設的対話

## 1 問題の所在

障害者対応に関する取り決めの設定や障害学生支援部署を設置する大学は増加傾向にあり、障害学生対応の体制は徐々に整えられつつある(日本学生支援機構 2019; 日本学生支援機構 2020)。それでもなお、大学生活に困難を抱える障害学生が存在することは否定できないように思われる。

たとえば、後藤悠里他(2019)は高等教育機関に在籍する障害学生を対象としてウェブ調査を実施し、自由記述式で困りごとについて尋ねている。結果として、視覚障害学生は「移動」「情報へのアクセシビリティ」「人間関係」、聴覚障害学生は「情報のアクセシビリティ」「複数人でのコミュニケーション」、肢体不自由学生は「移動」「設備」「介助」、精神・発達障害学生は「学習面」「人間関係」「知覚過敏」について困っていることが報告されている。この調査によれば、授業内における困りごととして、視覚・聴覚障

害学生にとって、配布物の見にくさや、授業時のわかりにくい情報提示、情報保障など、情報アクセシビリティについての課題が残っていることがわかる。

2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行され、高等教育機関における不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止について定められた。その際、合理的配慮の不提供の禁止について、福山市立大学(以下、本学)を含む国公立大学は義務とされた<sup>(1)</sup>。

障害者差別解消法第7条第2項は、行政機関等<sup>(2)</sup>による合理的配慮について定める。障害者から申出があった場合において、その負担が過重ではない限りにおいて、行政機関等は、配慮を提供しなければならない。一方で、第5条においては、合理的配慮を適切に行うために、行政機関等は事前的改善措置<sup>(3)</sup>に努めるよう定められている。事前的改善措置は、文字通り、事前に、障害者に対応した措置を実施し

ておくことである。合理的配慮との違いは、申し出がなくても行われる点、特定の障害者ではなく不特定多数の障害者を対象としている点である（川島・星加 2016）。

ところで、英語教育における合理的配慮および事前的改善措置については、現場の教員や障害学生支援専門部署がさまざまな取組を実施している。たとえば、愛知教育大学においては、聴覚障害学生に対して、「CD教材・映像教材のリスニングに関しては、事前にトランスクリプションの資料を渡す」「他の学生が英語で発表等を行う際は、発表学生にできる限り英文を書いてもらい、聴覚障害学生に提示する」「教員が英語を話す際、聴覚障害学生が見えやすい位置で口を大きく開けて話す」ことなどが行われている（寺田・岩田 2019：76）。日本社会事業大学においては、アメリカ手話の授業が行われている（日本社会事業大学聴覚障害者教育支援プロジェクト 2021）<sup>(4)</sup>。

では、本学の英語教育における障害学生支援の現状とはいかなるものであろうか。先に述べたように、本学は障害者に対する合理的配慮を行う義務がある。しかし、ほとんどの新生の入学が確定するのは、3月以降である。障害学生が入学した後に、申出を受けて、合理的配慮提供について考えることになる。適切な支援を実施するためには、現時点での英語教育のアクセシビリティの状況を検討し、事前的改善措置を実施したり、可能な障害者対応について理解したりしておくことが必要である。

本学では、1年次の学生に対して、Eラーニングで自主学習を行うことができるNetAcademy NEXTシステムを導入している。先行研究において、英語教育支援ソフトについて検討したものは管見の限り存在しない。また、NetAcademy NEXTは129大学・短期大学で導入されているため、情報アクセシビリティに関する情報発信をする意義があると考えられる。そこで、本稿では、NetAcademy NEXTの情報アクセシビリティについて検討するとともに、事前的改善措置や合理的配慮の可能性を探ることを目的とする。また、本稿はNetAcademy NEXTを導入している大学において、障害学生支援の手引きとして

用いられることも想定している。その場合、第6節第3節を参照してもらいたい。

## 2 本学の英語教育

本学においては、必修科目として、「総合英語」（1年次）、日常会話を学ぶ「英語コミュニケーションA」、プレゼンテーションスキルを学ぶ「英語コミュニケーションB」（2年次）の授業がある。さらに、希望者は、「ビジネス英語」「上級英語」「海外語学研修クラス1」「海外語学研修クラス2」を受講することにより、英語力を飛躍させることができる。総合英語は、これらの授業のための基盤づくりの授業と位置づけることができる。

総合英語は都市経営学部・教育学部ともに、1年次1学期から4学期まで開講されている必須科目である。つまり、1年生は、1学期から4学期までの間、毎週2コマ英語を学ぶことになる。

図1は本授業のシラバスである。本授業の到達目的は、「英語圏において個人旅行し、日常生活を送るのに困らない程度の英語運用能力を身につける。TOEICならば600点が取得できる英語力を身につける」ことである。授業では、E-learningシステム『ALC NetAcademy NEXT』を用いた自主学習およびテキストに基づいた教員の講義が行われる。

NetAcademy NEXTは株式会社アルクエデュケーション（以下、アルク社）が提供しているWebベースの学習教材である。アルク社は「ヒアリングマラソン」といった通信教育、「キクタン」「English Journal」といった英語教材を出版しており、英語学習者にとっては、なじみ深い会社かもしれない。同社のホームページでは、NetAcademy NEXTについて、「ゴール達成につながる工夫された学習プロセス」「アルクのコンテンツが学習素材」「学習者の動機付けにつながる様々な仕掛け」「学習状況が管理しやすい」の4点を特長として挙げている（アルクエデュケーション 2021）。14コースが用意されている中で、本学では、「総合英語トレーニング初級コース」「総合英語トレーニング中級コース」、「TOEIC®L&Rテスト500点・600点・730点突破コース」を利用している。

授業科目名	総合英語 I 2クラス	授業コード	1GSE00102	
授業科目名 (英語)	Comprehensive English I			
担当教員名	後藤 悠里、渡橋 佳子、武田 智実、村上 直美			
授業科目区分	共通教育科目-スキル科目-外国語			
履修区分 (卒業条件)	必修	免許・資格	【保】必修	
配当年次・学期	1年-1期	授業形態	演習	単位数 1.0
本授業の到達目標(本授業で学生が身につけるもの・身につける力)				
英語圏において個人旅行し、日常生活を送るのに困らない程度の英語運用能力を身につける。TOEICならば600点が取得できる英語力を身につける。				
本授業の概要				
英語コミュニケーションの基礎となる4技能を、eラーニングシステム『ALC NetAcademy NEXT (アルク・ネットアカデミー・ネクスト)』の「総合英語トレーニング・初級コース」を使ってインターネットで学習する。授業90分のうち最初の30分は、指定のe-learningの課題にとりかかる。数回に一度は復習テストも実施する。次の30分は、指定のテキストを使用し、TOEIC問題練習をすることにより、英語基礎力を強化する。残りの30分は、またe-learningの課題をする。授業時間中にすませることができなかった課題は、情報処理室の空き時間や自宅でインターネット使用して自学自習する。				

図1 総合英語シラバス

### 3 NetAcademy NEXT教材構成

まず、教材の構成について、見ていこう。たとえば、初級コースは30ユニットから構成されている。各ユニットにおいて、1つの文章（以下、課題文）を用いて、リスニング力とスピーキング力を高める工夫がなされている。課題文は、読み物形式のもの、会話形式のものがある。たとえば、ユニット1は会話形式、課題文の文字数は119である。

リスニングパートは、表1のように、6つのSTEPから構成されている。STEP1では、課題文を聞いて、3つの設問に答える。STEP2では課題文に含まれる重要単語を確認する。単語は英語、日本語の順で画面上に表示される。STEP3では、STEP2で学習した単語の意味が定着しているかの確認をする。英単語が表示され、正しい日本語訳を2つの選択肢から選ぶ。STEP4では、意味のかたまりごとに分割された音声流される。画面が二分割され、左側に英語文、右側に日本語文が表示される。STEP2で学習した単語は緑色で表示されている。スタートボタンを押すと、音声に合わせて、文字色が黒から赤に変わる。STEP5では、課題文を聞きながら、文章を読み内容を理解する。STEP6は課題文の中の5つの文章について、ディクテーションを行う。

表1 リスニングパート構成

STEP 1	練習問題
STEP 2	語彙フラッシュカード
STEP 3	語彙ドリル
STEP 4	スラッシュ・リスニング
STEP 5	スピード・リスニング
STEP 6	ディクテーション

注)アルク文教編集部・神崎宏則『完全攻略! ALC NetAcademy NEXT』をもとに執筆者が作成した。

スピーキングパートは、表2のように、3つのSTEPから構成されている。スピーキングパートは、リスニングパートを前提にして構成されている。STEP1では、モデルとなる1行程度の音声聞いたのち、発声練習をする（全5文）。画面上にモデルとなる音声のイントネーションとリズムが波形で示される。自分の発音は録音され、波形が生成され表示される。STEP2は、課題文を音読する練習である。画面に表示された課題文を見ながら、音読する。音読は録音される。STEP3は、ロールプレイである。会話文のどちらかのパートを担当する。相手の音声自動的に流れてくるので、それに合わせて、タイミングよく会話しなければいけない。

表2 リスニングパート構成

STEP 1	リピーティング
STEP 2	長文音読
STEP 3	ロールプレイ

注)アルク文教編集部・神崎宏則『完全攻略！ALC NetAcademy NEXT』をもとに執筆者が作成した。

#### 4 方法

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めているが、それは過重なものではない配慮に限られる。財政的負担、人的負担が大きすぎる場合には、合理的配慮ではなくなる。そこで大切なことは、第1に、情報アクセシビリティの観点から何が問題になりうるのかを明らかにしておくこと、第2に、考えられるサポートのうち、何が可能なのか、可能でないのかを明らかにしておくことである。

第2の点の考察に際しては、対話が欠かせない。合理的配慮の内容は、双方の建設的対話の下で決定されるものとされている。このように、障害者差別解消法においては、建設的対話が重要なものとされている。つまり、法律は、対話の道を開く仕掛けを持っているのである。そして、対話が、ひいては、共生社会の実現をもたらすと考えられている(川島・星加 2016, 後藤 2021)。法的には、一般的に、支援を行う側としての大学と受ける側としての学生との対話が想定されているが、本学の英語教育の体制を鑑みるに、E-learningのソフトを提供している会社との対話も必要となってくるだろう。

そこで、本稿を作成するにあたって、アルク社の担当者の方にお話を伺った。インタビューは2021年8月30日に1時間程度行った。情勢を鑑み、インタビューはZoomで実施した。インタビューは録音し、テープ起こしを行った。内容の録音及び紀要への利用については、口頭で許可を得た。なお、本インタビュー内容は、担当者の一意見であり、会社を代表した意見が述べられているわけではないことを記しておきたい。

#### 5 何が問題になりうるのか：NetAcademy NEXTのアクセシビリティ

NetAcademy NEXTのアクセシビリティについて、問題点に言及してみたい。まず、全体的に使いにくい点について言及し、その後、異なる障害種別を持つ学生にとって、どのような点が障壁になりうるのかについて言及する。

全体的な問題点として、第1に、指示の説明が不十分であることが挙げられる。各STEPが始まる際に、指示がポップアップで表示される(各STEP学習中にも、Directionボタンをクリックすれば、いつでも参照可能である)。しかし、どのような作業が求められているのかについて、不明瞭である。

例として、スピーキングパートのSTEP2を挙げてみたい。このSTEPの課題は2回の音読を録音することである。画面は、4分の3程度、英文が示されている。画面右側(4分の1程度)は動作を選ぶためのボタンや選択肢が並んでいる。

STEP2の手順は以下の通りである。第1に、画面右側のTRAINING MODEという表示の下にある選択肢、Reading AloudまたはOverlappingのどちらかを選択する。第2に、スタートボタンを押す。なお、Reading Aloudは学習者のみによる音読練習、Overlappingはモデル音声に合わせた音読練習である。規定回数は2回である。Reading AloudとOverlappingはどのような組み合わせでもよい。各1回ずつでもよい、それぞれを2回のみでもよい。

指示は次の通りに書かれている。「英文を通して音読します。『START』を押すと録音が始まります。まず『Reading Aloud』で発音を確認しながら音読練習をしてください。次に『Overlapping』に切り替えて、お手本の音声と同時に音読しましょう。2回以上行くと次のSTEPへ進めます(以下略)。」上に述べたように、実際は練習モードを選択した後に、スタートボタンをクリックしなければならない。この指示とは、作業する順番が異なっている。また、何を2回することによって、次に進むことができるのかについて不明である。別売の『完全攻略！ALC NetAcademy NEXT』(アルク文教編集

部・神崎宏則 2016:65)には、『『Reading Aloud』か『Overlapping』のモードで、合計2回、音読練習をする』とある。この本を参照する学生はほとんどいないだろうが、こうした説明の方がわかりやすいだろう。

第2に、画面上に表示されるさまざまなアイコン(ボタン)が分かりにくい。例えば、リスニングパートには、スピーカーのマークとスピーカーのマークに横線で2本の取り消し線が引かれたマークがある。スピーカーのマークをクリックすることで、再生と一時停止が可能となる。後者の取り消し線が引かれたアイコンは、停止のためのものである。

私たちは音楽を聴くとき、動画サイトを使うときなど、再生・一時停止・停止ボタンを使用する。通常、再生ボタンは右側を指した三角形、一時停止ボタンは2本の太い縦棒、停止ボタンは正方形で表される。これらは国際規格(ISO 7000/IEC 60417)で標準化されているものであり、私たちは日々目しているため、アイコンが示す意味を理解することが可能である。しかし、独自のアイコンについては、説明を付け加える必要があるのではないか。

また、サイト導線が適切ではない。先ほど、音読を録音する方法について述べた。TRAINING MODEから学習方法を選択し、STARTボタンを押すと録音が始まる。しかし、表示画面においては、STARTボタンが一番上にあり、その下に、TRAINING MODEを選ぶエリアがある。つまり、下から上へとマウスを動かす作業が必要となる。しかしながら、私たちにとって楽なのは、遠いところから自分の近くへと手を動かすこと、画面上では上から下への動作をすることではないか。この点においても、私たちの慣れに反した設計がなされている。

第3に、文字色に見えにくい文字が使われていることである。画面は白、黒、赤、緑が基調になっている。その中で、同じ色の濃淡を利用して文字が浮き上がらせている箇所がある。たとえば、緑の背景に濃い緑で文字が書かれているケースである。背景色と文字色の間に、はっきりとしたコントラストが付けられていないため、文字が読みづらい。

第4に、STEP間の移行についてである。学習は順

を追って行うように設定されているため、STEPごとの課題を終了しなければ次のSTEPに進むことができない。

次に、視覚障害学生および聴覚障害学生にとって問題となりうる点を指摘する。

まずは視覚障害者にとっての問題点である。なお、障害者にどのようなサポートができるかを考えたとき、広く行われている試験を参考にすることができるだろう。英語の能力試験として広く用いられているTOEICテストでは、視覚障害者向けのサポートとして、「拡大版解答用紙」「拡大版解答用紙と拡大版問題用紙」「点字受験」などを用意している(国際ビジネスコミュニケーション協会 2021)。点字受験は、全盲の人たち、拡大版問題用紙や拡大版解答用紙は弱視の人たちを対象としていると考えることができる。そこで、本稿でも、全盲と弱視の人たちについて言及する。加えて、色覚障害を持つ人も想定している。

NetAcademy NEXTにおいて、課題文や問題文、指示は視覚情報で与えられている。課題文や問題文について、日本語の情報は一切音声化されておらず、英語のみ音声で提供されている。何も利用しない状態では、視覚障害者にとっては、情報アクセシビリティが低い。

視覚障害者の中には、読み上げソフトを使う者がいる。そこで、ある読み上げソフトを利用したところ、読み上げられない文字があること(例えば、上記のReading AloudやOverlappingという文字は読み上げられない)、時間制限があるために問題文を読み上げ中に強制終了される、という問題があった。また、先ほど述べたように、色の配置がわかりにくい。弱視や色覚障害を持つ人にとっては、緑の背景に緑の記号、緑色の背景にオレンジ色の文字など見えにくい点はいくつかある。後者について、緑色と赤色の区別がつかないタイプの色覚障害者はこれらの文字を知覚できない可能性がある。

次に、聴覚障害者にとっての問題点である。なお、TOEICテストでは、「スピーカー近くの座席」の用意、「リスニングセクションをイヤホンやヘッドホンで聞くことの許可」「リーディングセクションのみの受験」が可能である(国際ビジネスコミュニケーション

ン協会 2021)。つまり、全く聞こえない者に対してはリスニングセクションの免除、難聴者に対しては、音声を聞こえやすくするための配慮がなされる。本学ではヘッドホンを利用して学習をしているため、すでに配慮はなされているといえる。

リスニングパートは、英文が文字情報の形で提供されるため、STEP 1 およびSTEP 6 以外は、聴覚障害者にとって、アクセシブルなものとなっている。スピーキングパートは、話すことが難しい者にとっては、困難である。話すことができる者も、相手のタイミングに合わせて声を出すSTEP 3（会話練習）は困難な可能性がある。

## 6 何が可能なのか

より良い障害者対応を行うために、事前の対応が必要であることをここまで述べてきた。以下では、インタビューから、アルク社の情報アクセシビリティの認識、個別具体的な障害学生対応の難しさ、考えられる対応について語られた個所をまとめる。

### 6.1 情報アクセシビリティについての認識

先ほど述べたように、障害者差別解消法において、本学は合理的配慮の義務を負っている。また、2020年度までは、本学は福山市の機関であった。「障がい理由とする差別の解消の推進に関する福山市職員対応要領に係る留意事項」において、業務を委託している業者について、委託条件の中に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供を含めることが求められている（福山市 2021）。したがって、委託先のアルク社も合理的配慮を求められる可能性もあった。

しかし、アルク社の担当者によれば、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」という言葉について、本インタビューの依頼があるまでは知らなかったとのことであった。情報アクセシビリティについても、ユニバーサルデザインの観点から向上させる必要は感じているものの、障害者に特有の配慮については、導入が困難な可能性が高いということであった。また、プログラムの設計に際して、国際規格や国内規格に準じていないということであった。

### 6.2 障害者に対する個別具体的な対応の難しさ

障害学生についての問い合わせについては、これまでほとんどなかったという。また、社内で障害者対応がトピックとして挙がったことは一度もなかったという。その理由を伺ったところ、英語教員が個別に対応し、教材会社に問い合わせをしていないのではないかという推測を述べてくれた。ただし、視覚障害学生への対応として、指導教員に対して公開している、教材のスク립トを利用したという事例や、「電磁波」による健康被害がある学生に対して、教材のスク립トを利用したという事例を聞いたことがあるとのことであった<sup>(5)</sup>。

そのほかについては、即時的な対応は難しいという。その理由の1つは、プログラムの複雑さである。1つの個所を変更することによって、ほかの部分に影響が出てしまう可能性がある。メーカーにとっての優先順位は、「プログラムに間違いがなく、まず製品として出せる」ことであり、既存のNetAcademy NEXTの変更は難しい。また、個別対応については、1つの修正を行うと、その後も継続した個別の対応が必要になる。たとえば、Windowsの更新プログラムが出るたびに、NetAcademy NEXTでの動作確認の対応をしているが、その都度、個別対応した部分についても対応しなければいけないことになる。

もう1つの理由は、1番目の理由とも関連するが、対応するためにスタッフが必要だということである。アルク社の従業員はウェブサイトによると70名である。そのうち、システム開発に関わっているのは少人数であり、5名くらいのこともあるという。また、修正にはもちろん費用が掛かり、継続的な対応が必要であることを考えれば、その点からも難しいという。

### 6.3 考えられる対応

障害者差別解消法は、対話を切り開くための手段としても用いられるべきである。情報に関するアクセシビリティの不十分さを確認した上で、企業として対応することの難しさも確認することができた。今後の対応の可能性について述べてみたい。

#### ①アルク社に相談

アルク社は、NetAcademy NEXTを導入している大学について、担当者を置いている。毎月1回程度の頻度で担当大学を訪問し、1～2時間くらい困りごとなどを聴取するとともに、メールや電話で問い合わせがあったときには、即時に対応するようにしている。したがって、何か問題が生じた場合には、担当者に連絡し、相談をすることができる。

## ② スクリプトの活用

先に述べたように、アルク社は授業担当教員に対して課題文のスクリプトを公開している。スクリプトには、英語本文、日本語本文に加え、リスニングパートSTEP1の問題文、選択肢、説明と解説、リスニングパートSTEP2で用いられる語彙一覧、リスニングパートSTEP6およびスピーキングパートSTEP1で用いられる文章が記載されている。

視覚障害学生については、事前にスクリプトを提供し、課題文や問題文を読んだ上で解答させるという方法を取ることができる。聴覚障害者にとっても同様の対応を取ることができるだろう。

## ③ 人的支援

しかし、相談やスクリプトの利用をしても、現時点ではすべての問題点を解消させることはできないため、人的支援の活用も選択肢の一つとなりうる。

アルク社は、一部の大学に、英語アドバイザーを派遣している。本学もそのうちの一枚である。英語アドバイザーによって、障害学生対応を行うことが可能だろう。また、大学によっては、学生をサポートするような形で雇っている大学もある。授業の初めに、学生サポーター（すでにNetAcademy NEXTでの学習を経験した上級生）に依頼し、操作についてのアドバイスをしてもらうことも可能だろう。先に述べたように、NetAcademy NEXTの各ユニットの構成は同じである。構成がどのようになっているのか、操作をどのようにすればよいのか、アイコンの意味などを一度覚えてしまえば、一人で作業をしていくことも可能である。

## ④ 本質的要件の確認

最後に、本質的要件について言及する。インタビューにおいて、発音学習について話が及んだ。なお、インタビューデータについて、つなぎ言葉を削除するなど、一部変更を加えている。

後藤：聴覚障害の方の、愛知教育大学の先生の〔レビュー〕論文（田口他2017）を読んでいたら<sup>6)</sup>、難聴、聞こえにくい学生の中には発音を学びたいというニーズがあって、発音の際の口の形を見たいという声もあるそうです。〔学習画面に〕口の形を表示するようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

担当者：発音に関する機能、発音を教える要素についてはあえて盛り込んでいません。（中略）あくまで、まず音声を出してほしい、日本の中学、高校の英語教育においては、アウトプットの時間が圧倒的に少ないので、まずはとにかく声に出してくださいと、そこで発音がどうのとやってしまうと、そこにまた意識がいつてしまっていてアウトプットの量が減るので、まず、ただ強弱なんかを意識してとにかく声に出しましょうっていうのがコンセプトです。ですから、発音に関してそもそも発音記号だったり口の形っていうのをこの教材で〔学んでもらう〕ということは、もともとの考えの中には入っていないです。

障害者差別解消法において、合理的配慮とは、その行為の本質的要件を変更するものであってはならないとされている。大学の授業において、授業の到達目標に達しているか否かを基準として、教員は学生を評価する。授業の到達目標に達することが、授業の本質的要件になる。評価を他の学生より基準より低くして、障害者に対して配慮することは、合理的配慮にはならない。したがって、授業の提供にあたっては、何が本質的要件なのかについて考える必要がある。

NetAcademy NEXTで発音練習をするか否かにつ

いて、執筆者は、正確な発音を学ぶことが大切だという主張を持ってこの問いを発した。しかし、担当者は発音の正しさではなく、学生に発声してもらうことが大切だという。つまり、発音の正確さではなく発声すること自体を本質的要件として捉えていることになる。ここにはズレが生じている。

本質的要件を設定するのは、授業担当者である。しかし、授業担当者とシステム提供者側では、異なる本質的要件を想定されていることもある。教材が何を本質的要件にしているのかについて考えることは、障害者対応のみならず、学生の教育に際して不可欠だろう。特に、NetAcademy NEXTを「補助教材」として位置付けている大学では、授業担当者がそこまで注意を払っていないことも考えられる。大切なことは、本質的要件を確認し、その要件の範囲で、障害者に対する配慮を行っていくことであることを確認しておきたい。

## 7 結語

障害者差別解消法の下において、事前的改善措置や特定の障害学生に対する合理的配慮の提供が求められている。英語学習にはE-learningソフトを用いている大学は多いが、ソフトの情報アクセシビリティについて検討した先行研究は存在しない。そこで、本研究においては、本学で導入しているNetAcademy NEXTについて、情報アクセシビリティの観点から問題になりうる点について提示した。そして、アルク社の担当者とともに、取りうる手段について検討した。

プログラムの設計に影響を及ぼしうることから、プログラムを変更しての事前的改善措置を行うことや個別の障害者対応は難しいことが確認できた。そのほかの方法として、障害学生への対応として、アルク社に相談すること、スクリプトを活用すること、人的支援を行うことが考えられることが明らかになった。さらに、アルク社の担当者へのインタビューの中で、教材に求める要件の齟齬が明らかになった。障害学生支援にあたっては、授業の本質的要件を明確にすることが必要である。授業の到達要件の設定

は英語教員が行うべきものではある。しかし、異なる目的でプログラムが設計されている可能性があることも無視できない。本質的要件が一体何であるかについて、担当者と「対話」を行い、英語教員が設定する本質的要件が本当に妥当性を持つものなのかを、考える機会を得ることは重要なことであろう。その意味で、教材会社の考える本質的要件を確認することも必要である。

本稿の課題として、2点あげられる。第1に、障害当事者の関与がないことである。執筆者は視覚障害や聴覚障害に分類される障害を持っていない。障害者運動のスローガン「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing About Us Without Us)」は現在、障害者施策を制定する際の前提条件となっている。アクセシビリティを検討するにあたっては、障害学生の意見が重要であることを、指摘しておかなければならない。

第2に、規格に基づいた検討を行っていないことである。情報アクセシビリティについては、国際規格・国内規格が存在する。こうした規格をもとに、情報アクセシビリティを検討することによって、網羅的な検討が行うことができるが、本稿ではそういったことを行うことができなかった。これらについては今後の課題としたい。

障害者施策の基本的な考え方として用いられている「障害の社会モデル」によれば、障害は社会によって作られる。この社会は障害者を障害者にする社会である。私たち<sup>(7)</sup>は、日々の中に、障害者を障害者にする社会を発見することができる。段差が判別しにくい階段、自転車が置かれている点字ブロック、音声情報のみで流される避難訓練の指示、手順を多く踏まないと目的の場所にたどり着かないウェブサイトなど。障害のない者にとっても、日々の中で、困難を感じることはあるが、そうした障壁は見過ごされてしまいがちである。障害者を障害者にする社会を作り上げているのは、私たち一人一人に他ならない。共生社会を作り上げていくために求められるのは、障害者にとって不利益になりうる一つ一つの障壁に向き合い、声を上げ、対話しながら、少しずつ社会的障壁の解消を図ることではないだろうか。



注

- (1) 2021年5月に法律が改正され、私立大学も合理的配慮を提供することが義務となった。
- (2) 行政機関等の中に公立大学法人も含まれる。
- (3) 事前的改善措置の英訳Anticipatory Adjustmentsについては、岡山理科大学の川島聡先生からアドバイスを頂いた。
- (4) なお、日本社会事業大学聴覚障害者教育支援プロジェクトにおいては、単位互換制度がある大学の学生が単位を取得できる制度がある。
- (5) ペースメーカーの電磁波による健康被害が懸念された学生への取組の例として、船越高樹(2016)がある。
- (6) レビュー論文の中で言及されている、Podlewska(2013)によれば、障害学生の中にも発音を学びたい者がいるという。そうした学生のニーズに配慮することも必要である。
- (7) 「私たち」という表現から障害者が除外されていることは少なくない。杉本学(1997)は新聞記事にある「障害者と一緒にハーブ園づくり——市民も参加、学び楽しむ」という見出しを検討し、「市民」の中から「障害者」が排除されていることを指摘している。本稿で使用する「私たち」という表現には、引用部分を除いて、障害者・非障害者がともに含まれていることは——明らかであるかもしれないが——明記しておきたい。

文献

アルク文教編集部・神崎宏則, 2016, 『完全攻略! ALC NetAcademy NEXT』アルク。  
 アルクエデュケーション, 2021, (2021年9月27日取得, <https://www.alc-education.co.jp/nanext/>)。  
 福山市, 2021, 「障がい理由とする差別の解消の推進に関する福山市職員対応要領」, (2021年9月27日取得, <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/196230.pdf>)。  
 船越高樹, 2016, 「肢体不自由等のある学生への対応」『全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会報告書』全国大学保健管理協会東海・北陸地

方部会: 37-39.

後藤悠里・佐藤剛介・村田淳・望月直人・桑原斉・中津真美・植田健男, 2019, 「高等教育機関における障害学生が抱える困りごとの検討—自由記述回答の分析を通して—」『高等教育と障害』1: 34-44。  
 後藤悠里, 2021, 「障害者とともに生きる」『マイノリティ問題から考える社会学・入門——差別をこえるために』有斐閣: 39-58。  
 川島聡・星加良司, 2016, 「合理的配慮が開く問い」川島聡・飯野由里子・西倉美季・星加良司, 『合理的配慮——対話を開く, 対話が拓く』有斐閣: 1-15。  
 国際ビジネスコミュニケーション協会, 2021, 「プライオリティサポートについて」(2021年9月27日取得, [https://www.iibc-global.org/toeic/priority\\_support.html](https://www.iibc-global.org/toeic/priority_support.html))。  
 日本学生支援機構, 2019, 「平成30年度(2018年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」, (2021年9月27日取得, [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2021/02/10/report2018\\_2.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2021/02/10/report2018_2.pdf))。  
 日本学生支援機構, 2020, 「令和元年度(2019年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」, (2021年9月27日取得, [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2021/02/09/report2019\\_0401.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2021/02/09/report2019_0401.pdf))。  
 日本社会事業大学聴覚障害者教育支援プロジェクト, 2021, 「聴覚障害者大学教育支援プロジェクトとは」(2021年9月27日取得, <https://deafhohproject.com/concept/>)。  
 Podlewska, A., 2013, The Use of Cued Speech within an Empirically-based Approach to Teaching English as a Foreign Language to Hard of Hearing Students, E. Domagala-Syšk, ed., *English as a Foreign Language for*

*Deaf and Hard-of-hearing Persons in Europe*,  
Lublin: Wydawnictwo KUL, 181-196.

杉本学, 1997, 「差別的関係の基礎としての『われわれ』」『現代社会理論研究』7: 163-173.

田口達也・岩田吉生・小塚良孝・浜崎通世, 2017, 「聴覚障害学生に対する外国語指導方法——海外からの実践的示唆」『教養と教育』17: 16-23.

寺田理紗・岩田吉生, 2019, 「聴覚障害学生の英語講義のリスニングにおける配慮の実態とその課題に関する研究——愛知教育大学の聴覚障害学生を対象として」『障害者教育・福祉学研究』15: 73-78.

【謝辞】本稿の執筆にあたっては、アルク社の担当者の方の協力をいただきました。また、岡山理科大学の川島聡先生からコメントをいただきました。心からお礼申し上げます。

## Support for Students with Disabilities in Teaching English in Fukuyama City University —The Case Study of NetAcademy NEXT—

Yuri GOTO

### Abstract

Under the Law for the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities, public universities will take anticipatory adjustments and shall provide reasonable accommodations. Although many universities use an e-learning software for English learning, there is no prior research that has examined the information accessibility of the software. Therefore, in this study, the problems of NetAcademy NEXT were presented from the viewpoint of information accessibility. NetAcademy NEXT has been developed by ALC Education, Inc. and used by students in Fukuyama City University. Then, together with the staff of ALC, I discussed the possible measures to be taken. It was confirmed that it would be difficult to implement anticipatory adjustments or to provide individualized support for students with disabilities by updating the program because this could affect the whole system of the program. Therefore, other options were discussed. It was indicated that we should consult with staff of ALC, use scripts and provide physical support. Moreover, it is necessary to confirm the purpose of educational materials for students with disabilities.

Keywords : English Education, Support for Students with Disabilities, Anticipatory Adjustments, E-learning, Constructive Dialogue

DOI : 10.15096 / UrbanManagement.1403

